

## 大分県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領

### 1 目 的

障害者（児）に対する適切な居宅介護等を提供するために、必要な知識及び技術を有する居宅介護従業者等の養成を図るため、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日付け障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）のほか、この要領の定めるところにより大分県居宅介護職員初任者研修等事業を実施するものとする。

### 2 研修カリキュラム等

原則として、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）及び部長通知に基づき実施するものとする。

### 3 居宅介護職員初任者研修等事業者（以下「事業者」という。）の指定

#### （1）事業者に関する要件

事業者は、研修を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

#### （2）研修内容に関する要件

ア 研修は、告示及び部長通知に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されるものであること。

イ 研修カリキュラム等は、告示及び部長通知に定める内容に従ったものであることとし、各研修のカリキュラムについては別紙のとおりとする。

ウ 講義を担当する講師については、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が必要な人数確保されていることとし、各課程の講師基準については別紙のとおりとする。

エ 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。

オ 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修の研修は、告示に定める研修時間の外、研修カリキュラムにおいて、人権問題に関する研修を2時間以上実施すること。

カ 講義を通信の方法で行う場合は、前項各号に掲げる基準のほか、受講者が学習にあたって講義と同等の効果が得られるよう次に掲げる基準に適合しなければならない。

①添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。

②添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

③あらかじめ合格点を設定し、これに満たない場合は、再度課題を課して合格点に達するまで指導を徹底すること。

④添削済み答案の送付の際には、模範解答及び解説集を添付すること。

⑤質問用紙を用意し、受講者の疑問に対し講師によりすみやかに回答できるようにすること。

⑥面接指導の時間数は、告示及び部長通知に定める内容に従うこと。

⑦面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、次に掲げる項目等を明らかにした研修実施要領等を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 開講時間
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 授業料、実習費等

イ 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他

ア 知事は、事業者として指定をした者に対して必要があると認めるときには、事業者の研修等を担当する者に対し、文書その他の物件の提供若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができるものとする。

イ 事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密を漏らしてはならないものとする。

ウ 事業者は、研修受講者が実習において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない旨指導するものとする。

エ 事業者は、研修カリキュラムのうち実習について、告示に定める基準以上に実施するよう努めるものとする。

オ 事業者は、研修事業を他の事業の経理と明確に区分し、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備するものとする。

4 指定申請等

(1) 申請

3の要件を満たし、指定を受けようとする事業者は、大分県居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書（様式1）に以下に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

ア 学則等

イ 研修カリキュラム

ウ 大分県居宅介護職員初任者研修等事業講師略歴書（様式2）

エ 大分県居宅介護職員初任者研修等実習承諾書（様式3）

- オ 研修修了の認定方法
- カ 研修計画及び次年度の収支予算の細目（向こう2年間）
- キ 申請者の収支及び資産状況
- ク 申請者が法人であるときは、定款、寄付行為その他の規約
- ケ 誓約書（様式4）

また、通信教育による事業を行う場合は、上記ア～ケに加えて以下に掲げる書類を添付するものとする。

- コ 添削指導及び面接指導の指導方法を明示した書類
- サ 添削指導に関する問題形式一覧及び添削指導日程
- シ 添削指導に関する問題集、解答用紙及びその模範解答集
- ス 面接指導の実施期間における講義室及び演習室の設置者の承諾書（様式3）

#### (2) 変更

指定を受けた事業者は、指定を受けた内容のうち部長通知第1の3に掲げる事項に変更があった場合は、10日以内に大分県居宅介護職員初任者研修等事業変更届（様式5）を知事に提出するものとする。

#### (3) 事業実施計画書

指定を受けた事業者は、あらかじめ大分県居宅介護職員初任者研修等事業実施計画書（様式6）を知事に提出するものとする。

#### (4) 修了証書

指定を受けた事業者は、研修修了者に対して部長通知第1の2による別記様式により修了証明書を作成のうえ交付するものとする。

#### (5) 事業実績報告書

指定を受けた事業者は、事業終了後は速やかに大分県居宅介護職員初任者研修等事業実績報告書（様式7）及び部長通知第1の5に基づき居宅介護職員初任者研修等修了者名簿（様式8）を知事に提出するものとする。

なお、強度行動障害支援者養成研修事業を実施した事業所については、加えて事業実績内訳書（様式9）を、当該年度実施分を一括して毎年度3月31日までに知事に提出するものとする。

#### (6) 事業（廃止・休止・再開）届

指定を受けた事業者が当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、部長通知第1の6により、10日以内に大分県居宅介護職員初任者研修等事業（廃止・休止・再開）届（様式10）を知事に提出するものとする。

### 5 指定の取り消し

知事は、次に掲げる場合においては、指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 事業者が適正な運営を行うことができなくなったとき。
- (2) 事業者が要領3（4）のオに規定する帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
- (4) その他、告示、部長通知及びこの要領の定めに従わなかったとき。

附則 この要領は、平成15年9月8日から適用する。

附則 この要領は、平成19年4月27日から適用する。

附則 この要領は、平成23年11月11日から適用する。

附則 この要領は、平成25年4月30日から適用する。

附則 この要領は、平成27年4月30日から適用する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和4年3月1日から適用する。